

令和元年度第１回 成年後見利用促進に関する検討会

佐倉市成年後見制度利用促進基本計画 素案・第５章

令和元年６月７日

第5章 佐倉市の基本方針と成年後見制度利用促進に向けた取り組み

1 佐倉市の成年後見制度利用促進に向けての基本方針

佐倉市では、平成25年4月より「佐倉市成年後見支援センター」を設置し、認知症、知的障害その他精神上の障害等により自身の財産管理や日常生活等に支障のある方が、適切に制度を利用することができるよう、制度利用の促進や市民後見人の育成支援等を実施してまいりました。

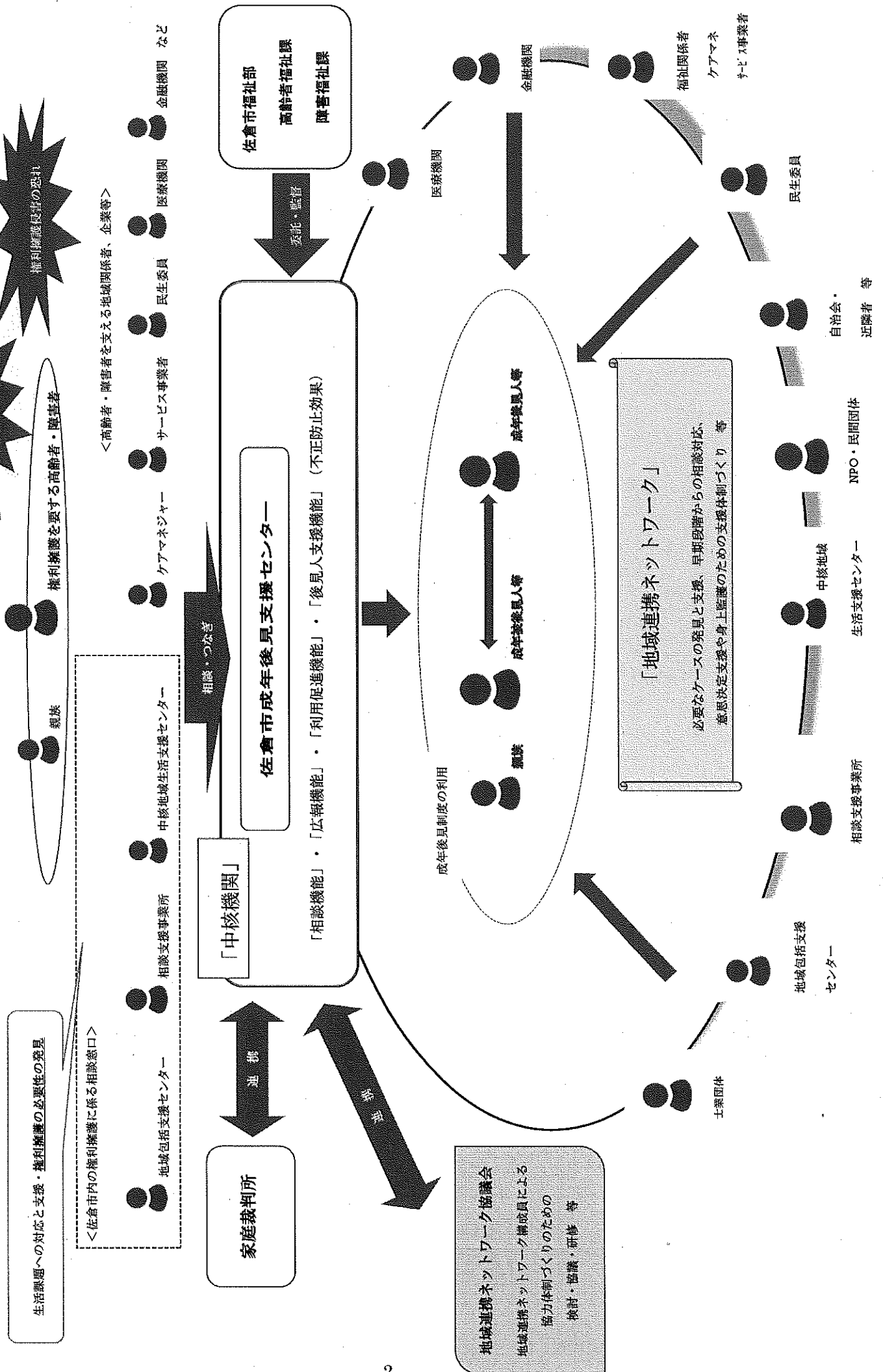
この経緯と実績を活かしつつ、更なる体制整備を進め、包括的な支援が行き届く地域社会の実現を目指します。

このため、専門職や関係機関等との連携を発展させた「**地域連携ネットワーク**」を構築し、認知症等により自身の財産管理や日常生活等に支障のある方の発見や早期段階からの相談体制を確立して意思決定支援及び身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を進めるべく、従来の「佐倉市成年後見支援センター」を「地域連携ネットワーク」の軸となる「**中核機関**」と位置づけ、利用促進のための体制整備や機能強化を図ります。

【中核機関・地域連携ネットワークの機能・事業等】		目標
広報機能	・ 広報活動の展開、検討	基本目標 1
相談機能	・ 相談対応、調整	基本目標 2
	・ 多様な職種による相談体制の整備 多様な職種によるスクリーニングの実施	
後見人支援機能	・ 後見人支援	
	・ 多様な職種による相談体制の整備 多様な職種を含むケース検討会議の開催	
成年後見制度 利用促進機能	・ 受任調整会議の開催	
	・ 地域連携ネットワーク協議会の開催、連携調整	
	・ 家庭裁判所との連携調整	
	・ 申立費用、成年後見人等報酬助成事業の実施（※1）	
	・ 後見人候補者等の支援、市民後見人の研修、育成活用	基本目標 3

（※1）市が実施

佐倉市における 成年後見制度利用促進・地域連携ネットワークの目指す姿(イメージ案)



佐倉市 成年後見制度地域連携ネットワークにおける「中核機関」の役割

国の定める機能		佐倉市基本目標	佐倉市成年後見支援センター
広報機能	広報機能	基本目標 1	● 広報活動の展開、検討 チラシ・パンフレットの配布、事例の集約と発信、配架場所の検討 出張相談、普及啓発のための研修会（市民向け、地域連携ネットワーク構成員向け）の開催 等
	相談機能		● 相談対応、調整 相談対応、制度相談会の実施、スクリーニングの実施、申立支援 等 ● 多様な職種による相談体制の整備 多様な職種によるスクリーニングの実施、専門相談会の開催 等
後見人支援機能	後見人支援機能	基本目標 2	● 後見人支援 相談対応、支援チーム編成支援、実務支援 後見人等のための研修会の開催、つどいの開催、各種情報提供 等 ● 多様な職種による相談体制の整備 多様な職種を含むケース検討会議の開催 等
	成年後見制度利用促進機能		● 受任調整会議の開催 多様な職種からの助言を得てのマッチング、今後の支援体制への助言 等 ● 地域連携ネットワーク協議会の開催、連携調整 代表者会議、構成員向け研修会の開催 ネットワーク構成員との調整 等 ● 家庭裁判所との連携調整
		基本目標 3	● 後見人候補者・市民後見人等の研修、育成、活用 市民後見人養成講座の開催、市民後見人登録者向けスキルアップ研修の実施 市民後見人の選任調整 市民向け研修会の開催 等

2 基本目標

基本目標1 成年後見制度の広報・啓発の強化

成年後見人等の具体的活動や制度による効果等の情報を集約し、正しい制度の情報をわかりやすく周知するための検討を進めます。

また、一般市民だけではなく、地域連携ネットワークを通じて周知を進め、成年後見制度利用促進に繋がります。

【 事業等 】	
正しい情報の周知・啓発（実践事例の集約、情報発信）	新規
新たな周知・啓発方法の検討（配架場所の開発など）	拡充
地域連携ネットワーク協議会の開催 ～ネットワーク構成員向け研修会	新規
市民向け研修会	推進

《これまでの広報・啓発活動の実績》

佐倉市成年後見支援センターホームページによる啓発	
専門相談の相談日の掲載（こうほう佐倉）	
関係機関等へのパンフレットの配布	
出張相談会の実施	平成28年度 8回
	平成29年度 7回
	平成30年度 7回
成年後見制度講演会の開催	平成28年度 「寸劇で学ぶ／専門家から学ぶ」 参加者61名
	平成29年度 「成年後見利用促進について」 参加者59名
	平成30年度 「成年後見制度と利用促進／成年後見人の活動」 参加者53名

基本目標2 相談機能の強化・後見人支援

認知症、知的障害その他精神上の障害等により自身の財産管理や日常生活等に支障のある方に対し、関係機関等と連携して様々な相談を受理し、その方に必要な成年後見制度や様々なサービス、制度等の利用につなげることができるよう、多角的な視点を持った利用支援体制の整備を図ります。

また、成年後見制度利用開始後においても、利用者の意思決定支援や身上保護のため、地域連携ネットワークを活用して成年後見人等や関係機関等からの相談に対応するとともに、必要に応じて支援チームを編成するなど、サポート体制づくりを推進します。

併せて、親族後見人や、今後成年後見制度の利用を検討している方が情報共有できる場や、多様な職種からの助言が受けられる相談の場の確保に努めます。

【 事業等 】		
発見から 申立までの 支援	相談対応、スクリーニングの実施	推進
	多様な職種によるスクリーニングの実施（※1）	新規
	受任調整会議の実施（※1）	新規
	申立支援の実施	推進
利用後からの 支援	相談対応	推進
	支援チーム編成支援	新規
	多様な職種を含むケース検討会議の開催（※1）	新規
	成年後見人等への実務支援	推進
	成年後見人等向け「つどい」の開催	推進
利用促進 のための 支援	地域連携ネットワーク協議会の開催 ～代表者会議の開催、全体調整	新規
	家庭裁判所との連携	推進
	申立費用、後見人等報酬の助成（※2）	推進

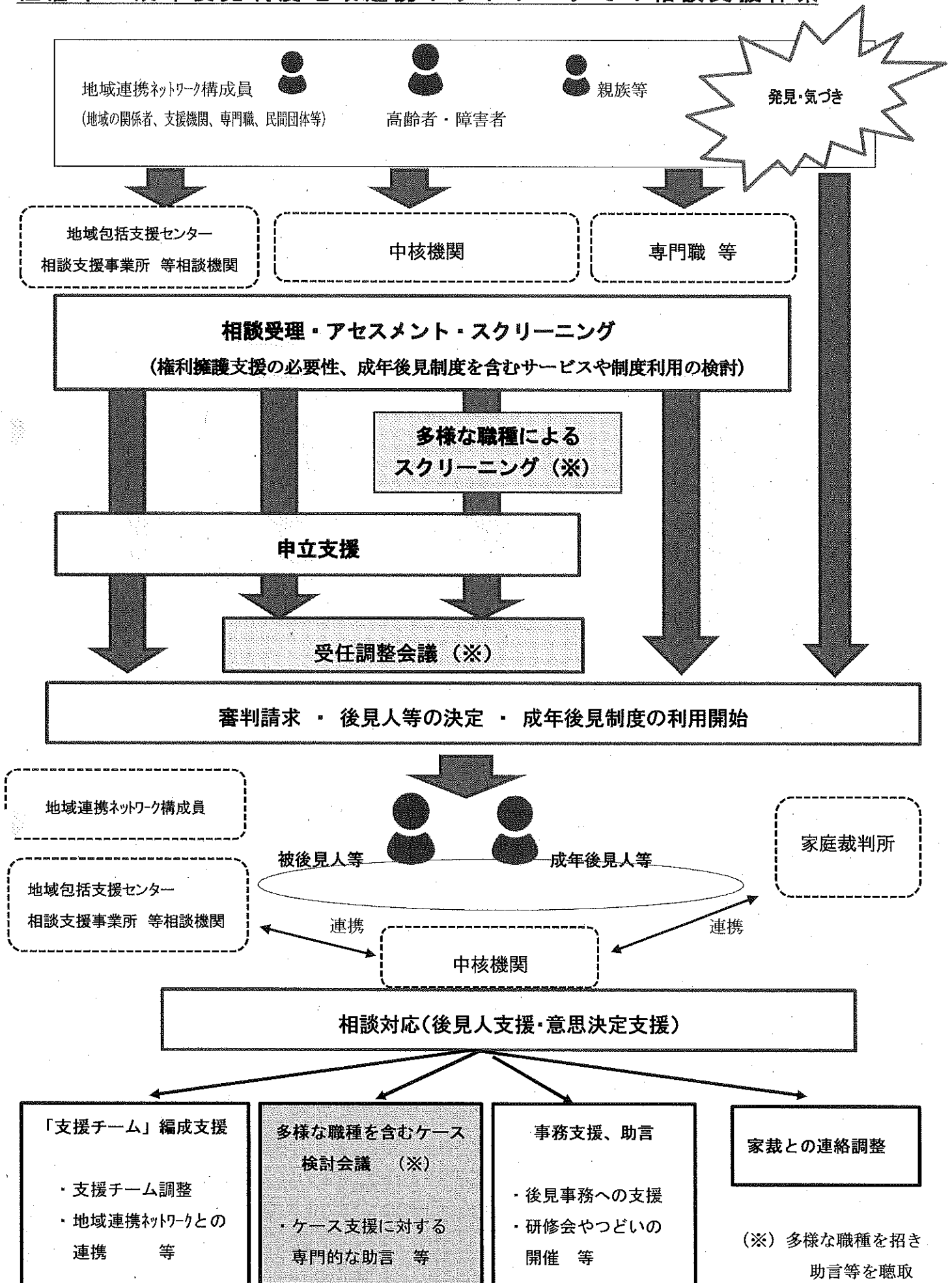
（※1）多様な職種を招き、助言等を聴取

（※2）市が実施

《これまでの相談支援活動の実績》

成年後見支援センターでの 一般相談対応	平成28年度	237件		
	平成29年度	264件		
	平成30年度	321件		
成年後見支援センター開催 専門相談会での対応	平成28年度	12回	24件	
	平成29年度	12回	45件	
	平成30年度	6回	50件	
成年後見制度相談会	平成28年度	2回	参加者	延42名
	平成29年度	2回	参加者	延42名
	平成30年度	2回	参加者	延55名
地域包括支援センター、医療機関との事例検討会の開催				平成29年度
相談支援事業所との事例検討会の開催				平成29年度～

佐倉市 成年後見制度地域連携ネットワークでの相談支援体系

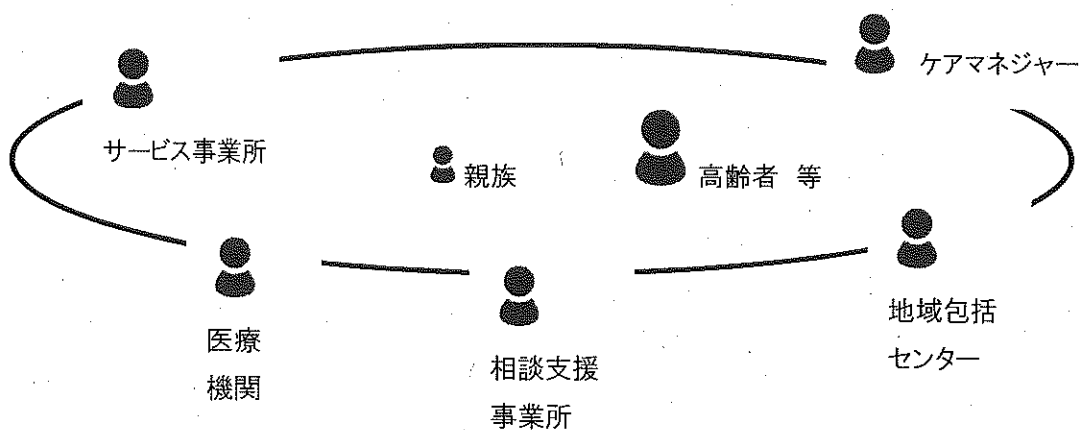


佐倉市 成年後見制度地域連携ネットワークの「支援チーム」のあり方について(イメージ)

【後見等開始前】

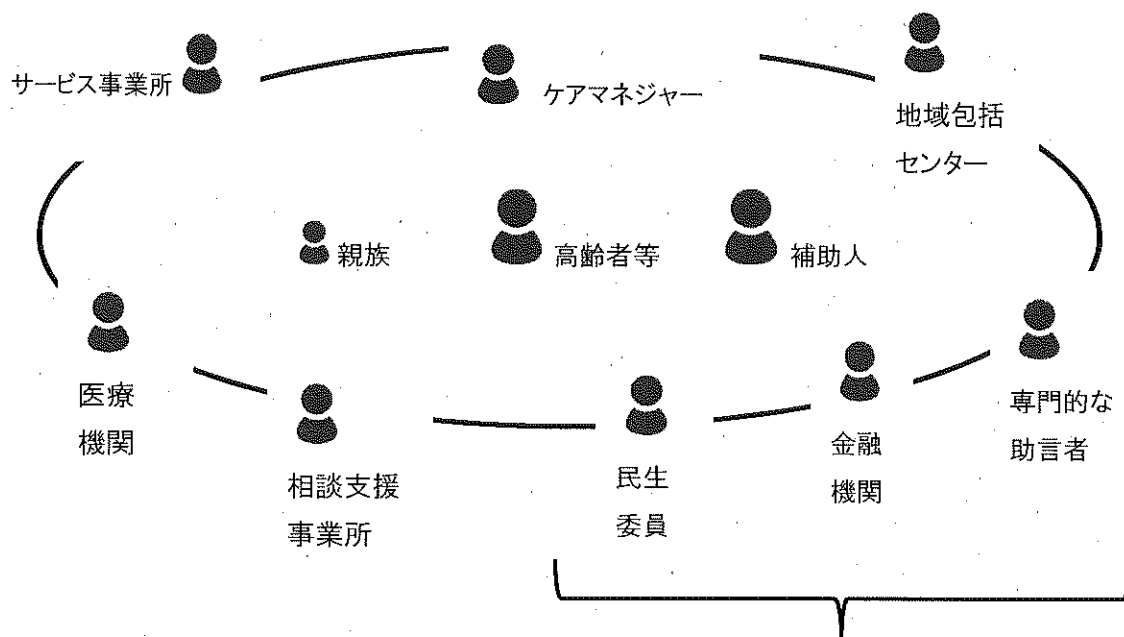


【心身機能が低下し、介護サービス等の利用を開始】



【認知症が進行し、後見等(補助)開始後】

⇒「補助」開始後、認知症が更に進行し、日常生活の見守りが更に必要となった



＜新たなチーム員＞

- 民生委員: 安否確認訪問
- 金融機関: 様子見守り 声かけ 手続き支援
- 専門的助言者: 後見類型の見直しについての助言 (多様な職種を含むケース会議の開催 など)

基本目標3 後見人養成等

認知症、知的障害その他精神上の障害等により自身の財産管理や日常生活等に支障のある方の増加に対応するため、市民後見人候補者を養成し、成年後見人等の担い手を育成、活用できる体制構築にむけて検討を進めます。

また、広く市民や今後成年後見制度の利用を検討している方を対象とした研修会等を実施し、成年後見人等の担い手の創出に努めます。

【 事 業 等 】	
市民後見人養成講座の開催	推進
市民後見人登録者向けスキルアップ研修	推進
市民後見人の選任調整	推進
市民向け研修会	推進

《過去の市民後見人養成講座実施状況》

平成25年度（講義）	修了者 13名
平成26年度（実践演習）	

《スキルアップ研修》

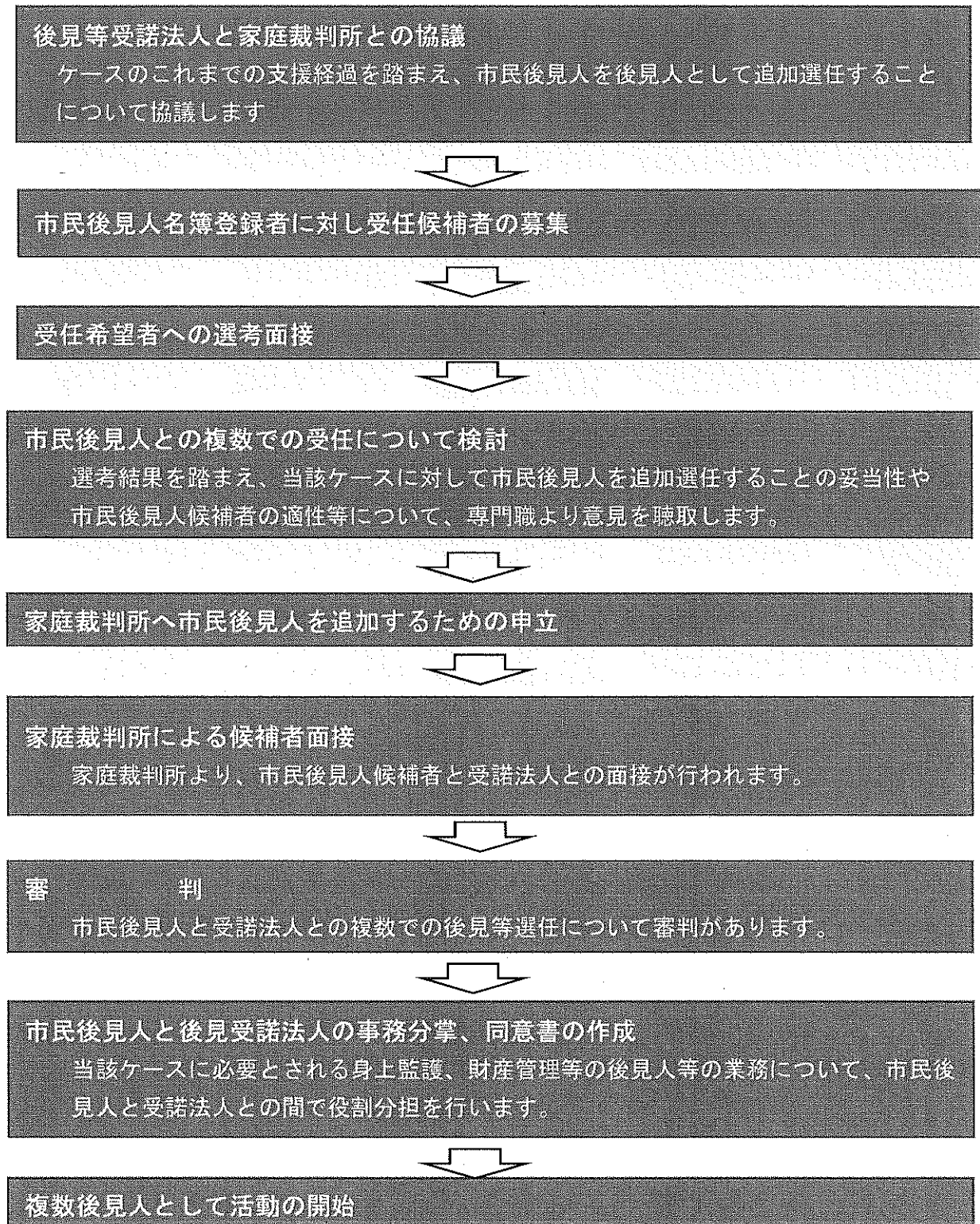
平成28年度（5月、7月、1月）	3回
平成29年度（5月、7月、1月）	3回
平成30年度（5月、7月、2月）	3回

《市民後見人名簿登録状況》

市民後見人名簿登録者	11名
平成31年3月31日現在	

《参考：佐倉市における現在の「市民後見人選任」までの流れ》

- ～ 法人による「単独の後見受任」から、市民後見人を「追加選任し複数後見へ」～
これまで佐倉市における市民後見人は、法人が単独で後見人等として受任していたケースについて、市民後見人との「複数での受任」として新たに審判を受けて誕生しています。



3 計画の推進と評価

佐倉市は、この計画の推進について、中核機関を軸に、地域連携ネットワーク協議会との連携を図りながら実施するとともに、計画推進の包括的な点検や評価を行い必要に応じて、計画の見直し等を行います。